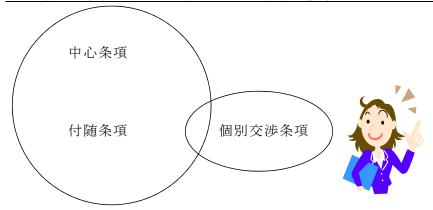
対価そのものへの介入は、原則として開示規制の手法によることが望ましいが、民法の暴利 行為論に関する規律の在り方にも配慮しつつ、競争の期待できない局面では、消費者契約に とって有用な規律やセーフティネットとなる規律が模索されるべきではないか。



3. 個別に交渉を経た条項の規制の可否

課題

個別の交渉を経た条項の規制の可否については、①個別の交渉を経ているか否かは消費者契約では問わない、②個別の交渉を経ている場合には、規制の対象外となるとする立場がある。不当条項規制の根拠を、当事者間の交渉力の格差ゆえ、一方当事者に不利な内容の条項が締結されることへの配慮に求めるのであれば、個別の交渉を経ている場合には規制の対象外となる。しかし、②の考え方については以下の問題点を指摘することができる。第1に、実質的な個別交渉を経たといえるか否かをどのようにして判断するのかが問題となる。第2に、そもそも消費者契約においては構造的に当事者間の交渉力の格差があり、実質的な交渉は不可能であるという見方も可能である。消費者契約法が事業者・消費者間の構造的な情報・交渉力の格差から生じる意思表示の瑕疵・不当な内容の条項を問題にしていることをふまえると、①のように消費者契約においては個別な交渉を経ているか否かは消費者契約では問わない方向で考えるべきではないか。

4. 不当条項規制の効果

課題

原則として全部無効とし、例外的に一部無効となりうるものを定めることを明文化してはどうか。

多くの学説においては、条項全体を無効にすることは無効原因のない部分については当事者の 私的自治に基づく決定を覆すことを意味するとして、一部無効を原則とすべきであるが、例外的に 契約自由への介入を正当化する理由がある場合、例えば、約款や消費者契約の場合のように、契 約当事者の一方が契約条項を一方的に作成する場合には不当条項を作成した者に対する制裁 や帰責の考え方から全部無効となることがあるとされている。なぜなら、仮に条項の作成者が包括 的な不当条項を定めても、規制に抵触する限度で無効とされ、残りは有効とされるとすると、ともかく 包括的に不当な条項を定めておけば、後は裁判所の方でぎりぎり有効な範囲で条項を維持してく れることになり、それでは不当条項が流布するのを防ぐことができないからである。

5 消費者公序規定

対価に直接かかわる条項や、次々販売・過量販売に効果的に対処するには、無効とすべき不当条項の客観的評価にかかわる一般条項のほか、契約締結過程での問題と条項の不当性を総合して(合わせて一本)、契約の一部もしくは全部を無効化する「一般条項」の策定が検討されるべきではないか(客観的評価基準を超えた個別事情への配慮が可能となるような、一般条項として、民法90条の具体化したものが考えられないか。

消費者契約に適合した公序良俗規定(「消費者公序規定」、ここでいう公序良俗とは、旧来型の

限定的な公序良俗の理解とは異なる。)の創設を検討してはどうか。

すなわち、従来の消費者契約法は、<u>契約締結過程における不当勧誘行為規制と契約条項の内容に関する不当条項規制という二元</u>的構成であったが、このような二元的構成だけでは不当な契<u>約を十分に補足できない局面があり、契約締結過程と条項内容を融合した、新たな法規制のカテゴリーの</u>創設を検討する必要がある。

公 序?

契約締結過程の違法性 内容の不当性 当事者の状況



このような消費者公序規定の創設については、以下の点を留意する必要がある。

①民法改正で議論されている現代的暴利行為論(特に客観的要素といわれる部分)は参考になるが、消費者契約法の趣旨(情報の質及び量の格差・交渉力の格差を是正するために、契約の効力を修正)に則った要件立てをする必要があること。

②状況の濫用の法理は参考にはなるが、これ自体は、困惑類型(威迫的類型)を拡張するものであるから、行為態様に関する不当性の一要素として位置付けることはできるが、これに限定した要件立てにしないこと。

③勧誘時の行為態様に関する不当性の要素(例示)としては、(ア)困惑類型(威迫的類型)の拡張、(イ)状況の濫用、既存の消費者の状況(不安心理や特殊な経済的状況など)の悪用、つけ込みなど、(ウ)適合性原則違反や不招請勧誘など、(エ)目的隠匿型、誤認類型などが考えられるが、さらに整理が必要である。

- ④ 不当条項の対象か否かに争いのあるいわゆる中心条項に関する問題であっても、消費者公序規定の対象となることを明確化すること(具体例:おとり価格や二重価格のような誤認的な勧誘手段(景表法の有利誤認表示など)が用いられた場合など)
 - ⑤ 上記④に観点から、過量販売や次々販売といった類型も対象とすること。

立法に際しては、次の点を含めて、民法改正における現代的暴利行為論との比較が必要である。

- ①主観的事情、客観的要素という組み立てでよいか。
- ②暴利行為論における主観的要素としては、「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して」とされているが、このような要件に限定するのでは狭くないか。消費者契約の特質を考慮したより広い要件立てが必要ではないか。
- ③暴利行為論における客観的要素としては、「著しく過大な利益を獲得し、又は相手方に著しく過大な義務を負担させる法律行為」とされているが、この「著しく過大な」という要件は、一般民法でならともかく、消費者契約では狭すぎるので修正する必要はないか。

なお、契約締結過程に関する不当勧誘行為規制は、消費者公序規定の創設とは別に充実させる必要がある。

6 各種契約について<第9章関連>

消費者契約法に、契約類型に即した規定を置くことについて検討することが必要である。この点については、現在進行中の民法(債権関係)改正との関係も問題となるが、現時点では、民法中に、各種の契約に即して消費者契約に関する具体的な特則を置くことになる可能性は高くない。そこで、あらためて消費者契約法において、このような各論的な規定を導入することの是非について検討する必要性は高いのではないか。

課題

- ① 契約類型に即した特則規定の必要性について検討してはどうか。
- ② 消費者契約一般に関する各論的規定の必要性について検討してはどうか。
- ③ 売買契約に即して、契約の履行・清算過程に関する規定を設けることについて検討してはどうか。

この点に関する細目的検討項目として、以下のものが挙げられる。

(ア)一定の類型の契約につき、消費者に一定の権利が認められ、あるいは事業者に一定の義務が課されることを明確にする旨の規定を置くことが検討されるべきであろう。具体的には、<u>役務提供契約</u>(準委任契約)における消費者の解除権、継続的契約における消費者の解除権、第三者与信型の信用供与契約における消費者の抗弁の対抗規定、消費貸借契約における消費者の期限前弁済規定等が考えられる。

(イ) 一般法において、任意規定とされているものの中でも、消費者契約において、消費者に不利な形での特約の効力は認めないという形で、<u>片面的強行法規制を明確にする必要のあるものを検討すること</u>が必要である。もっとも、これについては、不当条項規制の中の一つの作業として位置づけることも考えられる。

さらに、契約類型ごとというわけではないが、個別の問題につき、消費者契約に一定のルールを設けることが適切と考えられるものもある。たとえば、条項使用者不利の解釈準則については、たとえ民法に一般的な準則としては設けられないことになったとしても、消費者契約法において、その趣旨を規定することが必要なのではないか。また、複合契約における解除・取消しの規定についても、消費者契約に関する規定を置くことが検討の対象となりうる。

上記①とも関連して、特に消費者売買に関する一群の規律を設けることが検討されてよい。売買に関する規律は、契約各則の中でも最も重要な部分であり、売買の規定が他の有償契約に準用されている点(民法559条)からも分かるように、契約(有償契約)に関する規律の基本的な骨格を形成するものであり、それ故、売買については、議論の蓄積が相当に見られる。現在の消費者契約法では、契約締結過程および契約内容の規制に関する規定はあるが、契約の履行過程や不履行における消費者の救済手段について、売買に即して基本的な規律を明らかにしておくことには意味があると思われる。

留意点

①特別法との関係に対する配慮

上記に掲げた例以外においても、各種の類型における消費者契約の特則規定として検討の対象になりうるものがある。ただし、賃貸借や消費貸借などをはじめとして、別途、関係する特別法(借地借家法、利息制限法、割賦販売法など)がある契約類型については、これら特別法と消費者契約法の各論の定めとの関係をどうするかにつき、慎重に考える必要がある。特別法でも規定がないところ(原状回復ルールや更新料などの費用の問題)については、消費者契約法が、積極的に受け皿になって一定の規定を設けるということも考えられ、その点も含めた検討が必要である。

②不当条項規定との関係

消費者契約法に各種契約類型に即した規定を置くとした場合、各種契約に即してデフォルトのルール(任意規定)を規定することとなる。その場合、任意規定を外れる特約の効力については、不当条項規制を重なってくることとなる。不当条項リストを考えるにあたっては、この点をさらに検討する必要がある。

③権利付与型の規定における対象の限定と抽象度

消費者契約法において、契約類型ごとの特則規定を設けることを考える際、その対象の限定や規定の具体性をどのようにするのかも問題となる。消費者契約に関する一般法としての消費者契約法の性質からすれば、特定商取引法のような個別的な取引を対象とした定め方は適切とはいえまい。しかし、民法の契約各論に見られる程度の具体度は、前提としてよいのではないかと考えられる。いずれにしても、この点にも留意して検討を進める必要があろう。

④権利付与型の規定の法的性質

権利付与型の規定について(継続的契約の中途解約権など)は、それを片面的な強行法規として置くのか、任意規定として置いた上でそれと異なる特約の効力は不当条項規制に委ねるのか、その場合に不当条項規制の内容をどうするか(例えば、当該規定と異なる消費者に不利な特約をグレイ・リストに掲げるのか、現行消費者契約法10条のような一般規定に委ねるにとどめるか)など、いくつかの選択肢が考えられる。結局は付与された権利の強さをどの程度のものと位置づけるかによって、そこから外れる特約の効力について、その合理的理由をどこまで厳格に要求するかが異なってくるといえようが、この点についても、それぞれについてさらに検討する必要がある。

7 継続的契約<第10章関連>

契約の継続性ゆえに強まる特徴として、 周辺事情の変化や当事者の状況変化生じやすい、 既履行部分と未履行部分、あるいは不履行部分とそれ以外の部分との区別が生じるということを挙げることができる。そして、このような特徴があることに伴い、1)消費者の長期拘束・消費者からの任意の中途解除と効果をめぐる問題、2)事情変更や事業者の債務不履行に対する消費者からの解除要件と効果をめぐる問題、3)事業者からの解除の可否をめぐる問題、4)契約内容・条件の変更をめぐる問題が生じている。このような問題に対処するため、継続的消費者契約の特徴に鑑みた法規定の手当てを行うことが考えられる。





課題

- ① 継続的消費者契約における消費者の中途解除権(任意法規)の導入を検討してはどうか。消費者契約においては、消費者のみが履行自体に利益を有し、事業者は解除による損害を賠償されれば足りることが多く、とくに継続的契約では消費者にとって履行が無駄となるリスクが大きい点に鑑み、継続的消費者契約において任意規範として(別段の合意がない限り認められる)中途解除権を導入することが可能か検討してはどうか。
- ② 継続的消費者契約における事情変更を理由とする消費者解除権(強行法規)の導入を検討してはどうか。従来、継続的契約について論じられてきた重大な事由(やむを得ない事由)による解除権は、債務の重大な不履行を理由とする解除権と契約継続の要求不能を理由とする解除権の性質を合わせもつものと考えられる。後者についての解除権を、解除事由の例示とともに、消費者契約の特性に即して(大量取引における事業者のリスク分配可能性などを考慮し消費者の一身上の事由も含み得るものとして)法規定として導入することを検討してはどうか。その際、消費者に解除の事態を惹起したことについて過失がない限り、消費者は損害賠償責任を負担しないとする規定を設けることを検討してはどうか。
- ③ 不相当に長期の拘束期間、不相当に長い告知期間、更新拒絶要件の加重、事業者の解除権

留保・解除要件の緩和、一方的契約条件の変更などに対応する法規定は、不当条項規制のグレイリストの導入問題としてまずは検討してはどうか。不相当に長期の存続期間条項を無効とするリストの導入は、期間を定めること自体は自由であるところ、不当条項規制の対象が期間を定める条項にまで及ぶことを明らかにする意義がある。もっとも、①において提案した中途解除権が継続的消費者契約一般に対し導入される場合には、中途解除権を排除しての長期拘束条項の規制は、法10条に委ねることで足り、このような規制は不要となる可能性も高い。

④ 事情変更発生時の事業者の誠実対応義務などを定める法規定の導入を検討してはどうか。

留意点

- ① 継続的消費者契約における消費者の中途解除権(任意法規)については、そもそも、消費者契約に特有の任意規定というものを導入することが可能か検討する必要がある。また、任意規定の根拠づけが問題となる。消費者契約における任意規定としての中途解除権は、一般に、消費者契約では、消費者だけが履行自体に利益を有し、事業者は解除による損害を賠償されれば足りるといった事情により基礎づけられると考えられる。もっとも、広範囲に及ぶ中途解除権の導入は契約安定化への影響が大きいので、消費者にとって履行が無駄となるリスクの大きい継続的契約において、任意規定として(別段の合意がない限り認められる)中途解除権を導入することが考えられるのではないか。そして、このような中途解除権(効果を含め)を排除・制限する一方的に設定された契約条項については、事業者が合理的理由や必要性(たとえば、事業者が履行それ自体に利益を有する、消費者側で転売・転貸・転用により非効率性に対処できる、包括的な損害賠償を請求してよい事情があるなど)を示さない限り無効とするといった不当条項規制に関する法規定もあわせて整備することが考えられる。
- ② 継続的消費者契約における事情変更を理由とする解除権(強行法規)については、消費者契約の特性に即する形で(大量取引における事業者のリスク分配可能性などを考慮し、消費者の一身上の事由も含み得るものとして)、強行規定として導入することが、やむを得ない事由による解約告知権に関する従来の議論に照らして可能かつ必要かを検討する必要がある。また、消費者の一身上の事由に該当するような事情変更について、損害賠償負担なしの解除権を消費者に認める場合、事業者にとって過度の負担となるような取引類型が存在しないか検討する必要がある。
- ③ 継続的消費者契約における事業者の債務不履行に対する消費者の解除権をめぐっては、債務の不履行の重大性判断の問題、将来に向けての解約告知か、一部解除か、全部解除(遡及効・巻き戻し)かといった問題があるものの、さしあたりは民法の規定と解釈論に委ねるとした場合、この対応で不足が生じないか検討を要する。
- ④ 不相当に長期の存続期間条項を無効とするリストの導入に対し、1年、2年といった一律の上限期間を設定するといった意見もあり得るが、一律の上限設定は、上限までは拘束できるという反作用を生むという問題点を指摘できる。その一方で、「不相当」に長期といった基準を用いる場合、不相当性の判断が困難となる可能性がある。この点は、契約目的に応じた、典型的な将来予見の困難性や事情変更の頻発性を考慮要因とすることを検討してはどうか。なお、不相当に長期の拘束に対する不当条項規制のグレイリストは、消費者契約一般に任意規定としての中途解除権が導入された場合には、不要となる可能性が高いので、任意規定としての中途解除権の導入と、長期拘束を制限するような不当条項リストの導入は、同時にその必要性を検討する必要がある。
- ⑤ 事情変更発生時の事業者の誠実対応義務などの導入は、消費者トラブルの実態に鑑みて導入の必要性を判断する必要がある。

(関連問題)

消費者を長期に拘束することに対する規制や消費者に対する中途解除権の保障といった問題は、不当条項規制において手当てすべき事項と継続的消費者契約に特有な権利・義務として規定を設けるべき事項とを精査する必要がある。

8 消費者信用<第11章関連>

2 当事者間の取引に加えて、複合的な取引関係において消費者の利益を守るための規律が必要ではないかと考えられ、この点についての規律を検討すべきではないか。とりわけ、消費者信用が組み込まれた場合の3 面関係については具体的な手当が必要ではないか

課題

- ① 抗弁接続の要件と基本的な効果について、以下の規定(以下、第1条という。)を導入してはどうか。
 - 【第 1】消費者が,事業者(以下「供給者」という。)との間で,物もしくは権利を 購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約(以下「供給契約」という。) を締結し,供給者とは異なる事業者(以下、「第三者」という。)の行為によって、消 費者が供給者に対して負担する代金債務が消滅する場合に、消費者は、供給契約に 関して生じた事由をもって第三者からの請求に対して履行を拒絶できる。

ただし、供給契約に関して生じた事由が、消費者が作出した一方的事情による場合、 又は、消費者が積極的に関与して抗弁事由が発生している場合など、抗弁事由の発 生について消費者に背信性が認められる事情がある場合には、この限りではない。

前項において、第三者からの請求に対して履行を拒絶する場合には、消費者は、第 三者に対して、履行を拒絶する理由を明らかにしなければならない。

第1項に反する特約であって、消費者にとって不利なものは、無効とする。

- ② 供給契約の無効・取消、又は、供給者の債務不履行を原因として供給契約を解除できる事由がある場合、供給契約がクーリング・オフされた場合について、以下の条項(以下、第2条という。)の導入を検討してはどうか。
 - 【第2】消費者が供給者との間で供給契約を締結し、供給者とは異なる事業者(以下、「第三者」という。)の行為によって、消費者が供給者に対して負担する代金債務が消滅する場合に、供給契約に関して生じた事由が当該契約の無効原因又は取消原因となる事由であるときには、消費者は、当該供給契約に係る第三者と消費者間の契約の効力を否認できる。

消費者が、供給者の債務不履行を原因として契約を解除できる事由がある場合、又は、供給契約がクーリング・オフによって申込みの撤回又は解除された場合についても、同様とする。

前項において、消費者は、当該供給契約に係る第三者と消費者間の契約の効力を否認する場合には、消費者は、供給契約の無効原因、取消原因もしくは解除原因となる事由があること、又は、供給契約がクーリング・オフによって申込みの撤回又は解除されたことを明らかにしなければならない。

第1項において、第三者が、消費者の代金債務の消滅を目的として消費者から予め給付を受けていた場合、又は、第三者が消費者の代金債務の消滅を目的として出捐した後に消費者から一部ないし全部の給付を受けた場合には、第三者は消費者から当該代金債務の消滅のために給付された額の限度で消費者に金員を返還しなければならない。

第1項に反する特約であって、消費者にとって不利なものは、無効とする。

- ③ 一旦行った決済に影響を与えずに、問題となっている供給契約に関する清算を行うために、 当該契約に関する代金債務の消滅について、以下の条項(以下、第3条という。)の導入を検討し てはどうか。
 - 【第 3】第2条第1項において、消費者が、当該供給契約に係る第三者と消費者間の契約の 効力を否認した場合には、第三者が消費者の代金債務の消滅を目的として出捐した 場合であっても、消費者の代金債務は消滅しなかったものとみなす。

前項において、第三者は、消費者が供給者に負担する代金債務を消滅させるために すでに出捐した限度において、<u>給付した相手方に対してその払い戻しを求めることが</u>できる。 第1項に反する特約であって、消費者にとって不利なものは無効とする。



留意点

(1)決済システムとの関係

消費者取引に多様な決済システムが結びついていることから、法の隙間を作らないためにも、決済制度全体を視野に入れた上で、消費者取引における特殊性を考慮した立法が必要となるが、上記の点に関連して、WTでは、民法改正中間試案において「三面更改」については慎重でなければならないとする意見があった。中間的論点整理後の第2ステージ【部会資料40[10頁]】では、集中決済機関(CCP)による決済に加えて電子マネーによる取引やクレジットカードによる取引が取り上げられているが、「三面更改」は、AB間の債権をAX間の債権及びXB間の債権として置き換えるための法技術とされており、AB間の債権の消滅と同時に、AはX対してAB間の債権と同内容の債権を取得するとともに、XはBに対してAB間の債権と同内容の債権を取得するものとし、更改によって成立するAX間の債権とXB間の債権においては、AB間の債権に付着していた抗弁は消滅すると考えられているからである。

B2C の取引を広く包含する決済システムについては、原因関係にあたる売上債権に関する情報と決済にかかる情報が一致したときに初めて全体の取引が成立することから、有因性を一定の範囲で認める必要がある。したがって、消費者取引における決済の場合には、差引額を決済した段階で、初めて、消費者の供給者に対する債権債務が消滅するとすべきこと、チャージバックルールを組み込んだ決済システムであることが必要であるとする意見があった。

(2)消費者契約法5条との関係

下級審判例や学説の中には、non-on-us 方式の場合にも割賦 30 条の5の2、同施行規則 60 条 1項1号により、消費者からの苦情に対して、ISS は苦情内容を分析して必要な調査をすることが求められていることから、この規定を根拠に ISS の加盟店管理業務を認め、ISS のカー損害賠償責任を基礎づける見解が主張されている。消費者契約法5条では委託を受けた第三者の行為についての認識が事業者側に対する要件となっていないことから、割賦販売法の適用がないような取引形態の場合、消費者契約法5条を介して、ACQ は、ISS の加盟店管理業務をアウトソーシングし、決済代行者は ACQ の加盟店管理業務をアウトソーシングしたとして、ISS の義務違反を説明する構成が考えられないかとする意見があった。しかし、ACQ と ISS は相互に、国際ブランドとのメンバー契約、ないしは、精算機関を通じてネットワークを利用する関係にあることから、ACQ を ISS の履行補助者として捉えて ISS の責任を肯定する方向での制度設計には限界があるとの意見があった。

また、ISSとカード利用者である消費者との間の契約に基づいて、ISSに ACQ の加盟店である供給者について調査する義務が肯定する構成についても限界があるとの指摘があった。

(3)消費者契約法と割賦販売法・資金決済法などの特別法との関係

我が国において、決済をいかなる法律でどのように規律するのかについては、民法(債権)改正中間試案 において審議中であり、なお立法政策の方向性が定まっているとはいえない状況にある。

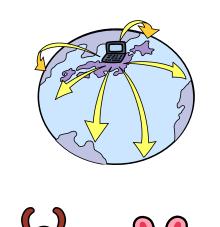
債権法改正において、決済に関する法が規律されない場合には、ア)決済に係る特別法の中で消費者取引における決済に係る特別な規律を置く方向性、及び、イ)消費者契約法の中で物・役務の対価の支払いという観点から規律する方向性が考えられる。

一方、債権法改正の中で、中間試案で立法提案がされている「三面更改」の規定が導入される場合には、原則として抗弁の切断が定められることになることから、消費者契約法において、第1条~第3条のルールを置いた上で、個別の決済手段と消費者取引の結びつきをふまえたルールについて、割賦販売法・資金決済法など特別法によって規律するという方向性が考えられる。

その他

抵触規定(渉外消費者契約における準拠法など)

基本的には「通則法」に委ねるべき問題とも言えるが、問題の重要性、消費者契約に関する規律の一覧性に鑑みると、消費者契約法において明文化することが望ましいとも考えられ、この点について更に検討すべきではないか。また、渉外消費者取引の拡大に鑑み、国際的調和・共通ルールの策定に向けた努力が必要ではないか。











以 上

現行法と本報告書の論点の関係

内閣府消費者委員会事務局作成

消費者契約法

- 〇目的規定(1条)
- 〇消費者/事業者/消費者契約の定義(2条)
- 〇事業者・消費者の努力義務(3条)

不当勧誘に関する規定

取消権

消費者契約についての「勧誘をするに際し」

〇不実告知(法4条1項1号)

誤認類型

- ⇒ 対象:「重要事項」(4項)
- **〇断定的判断提供**(2号)
- ⇒対象「将来における変動が不確実な事項」
- O故意の不利益事実不告知 (2項)
- ⇒対象: [利益告知] 重要事項・関連する事項/

[不利益事実] 重要事項

用惑類型

- 〇不退去・退去妨害(監禁)(3項)
- **〇媒介の委託を受けた第三者**(5条)
- 〇取消権の行使期間 (7条)
- *追認できる時から6か月/契約締結から5年間

不当条項規制

- ○事業者の損害賠償責任免除条項の無効(8条)
- 〇消費者が支払う損害賠償額予定条項の無効(9条)
- ○消費者の利益を一方的に害する条項の無効(10条)

※その他

(消費者契約法の規定とは必ずしも関連しない事項)

調査作業チーム報告書

- 〇「人的・物的適用範囲」【第12章】
- ○「契約締結過程の規律①誤認類型(+広告) 【第2章-1】
- 〇「不招請勧誘」【第4章】
- 〇「消費者公序規定」【第8章】
- 〇「適合性原則」【第5章】
- ○「契約締結過程の規律①誤認類型(+広告)【第2章−1】
- 〇「インターネット取引」【第2章-4】
- ○「契約締結過程の規律①誤認類型(+広告)【第2章−1】
- 〇「契約締結過程の規律②困惑類型【第2章-2】
- 〇「**取消の効果,第三者の関与**」【第2章-3】
- 〇「インターネット取引」【第2章-4】
- O「取消の効果、第三者の関与」【第2章-3】
- 〇「消費者公序規定」【第8章】
- 〇「不当条項リストの補完」【第6章】
- 〇「約款規制」【第3章】
- 〇「インターネット取引」【第2章-4】
- 〇「不当条項規制に関する一般条項」【第7章】
- 〇「消費者信用」【第11章】
- 〇「各論・各種契約」【第9章】
- 〇「継続的契約」【第10章】